

公益財団法人 日本シルバーボランティアズ

賛助会員に関する細則

(総則)

第1条 公益財団法人日本シルバーボランティアズ定款第40条の規程に基づき、賛助会員に関する細則を次の通り定める。

(種別)

第2条 賛助会員の種別は次の通りとする。

- (1) 登録者会員
- (2) 法人会員
- (3) 個人会員

(会費)

第3条 1. 賛助会員の納入する会費は、次の通りとする。

- | | | |
|-----------|---------|----------|
| (1) 登録者会員 | 年額 (一口) | 10,000円 |
| (2) 法人会員 | 年額 (一口) | 100,000円 |
| (3) 個人会員 | 年額 (一口) | 10,000円 |

2. 納入した会費は返済しないものとする。

(入会)

第4条 賛助会員になることを希望する者は、別に定める様式による申込書を提出し、理事長の承認を得なければならない。

(退会)

第5条 賛助会員は次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) 死亡
- (3) 除名

(脱退)

第6条 賛助会員はその旨を理事長に届出て、脱退することができる。

(除名)

第7条 賛助会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て

理事長がこれを除名することができる。

- (1) この法人の名誉を著しく傷つけまたは、本法人の目的に反する行為のあったとき。
- (2) 賛助会員としての義務に反したとき。

(会費の使途)

第8条 会費の50%相当額を公益目的事業（公益事業会計）に、残り50%相当額を管理費（法人会計）に充当する。

(改廃)

第9条 この規程/細則の改変は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

(改廃) 第9条を、平成26年2月5日開催の理事会で議決。